

## コンプライアンスの推進に関する規程

規程第32号

平成29年5月31日

最終改正 令和4年3月24日規程第124号

### (目的)

第1条 この規程は、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）におけるコンプライアンスの推進及びその体制の構築を図るために必要な事項を定め、もって機構の社会的信頼の維持及び向上並びに業務の公正性及び公平性の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 法令等 役員及び職員（契約職員（無期雇用契約職員を含む。）、及びパートタイム職員（無期雇用パートタイム職員を含む。）を含む機構に勤務するすべての者をいう。以下「役職員」という。）が遵守すべき法律及びこれに基づく命令（告示及び通知を含む。）並びに機構における各種規程（細則、要領及び通達を含む。）及びこれらに関連する通知をいう。
- (2) コンプライアンス 法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。
- (3) 部等 組織規程（規程第2号）第8条の規定により本部に置く部及び第7条の規定により機構に置く監査室をいう。
- (4) 地方事務所等 組織規程第28条の規定により置く地方事務所及び第29条の規定により地方事務所に置く支所をいう。

### (役職員の責務)

第3条 役職員は、機構の公共的使命と社会的責任を自覚するとともに、コンプライアンスを徹底し、公正かつ公平な業務遂行に努めなければならない。

- 2 役職員は、機構が業務内容について国民に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報の開示を行うこと等により社会的信頼の確保に努めなければならない。

### (体制)

第4条 理事長は最高責任者として、コンプライアンスの推進及びその体制の構築を指揮する。

- 2 総務担当理事は、理事長を補佐し、コンプライアンス総括管理者として、

コンプライアンスの推進及びその体制の構築を総括する。

- 3 部等及び地方事務所等の長は、コンプライアンス推進責任者として、部等及び地方事務所等におけるコンプライアンスに関する取組を総括する。

(コンプライアンス推進委員会の設置)

第5条 機構におけるコンプライアンスに係る取組の検討、審議等を行うため、コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成等)

第6条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 理事
  - (2) 総務部長
  - (3) 国際部長
  - (4) 指導援助部長
  - (5) 技能実習部長
- 2 委員会に委員長を置き、総務担当理事をもって充てる。
  - 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
  - 4 委員長に事故があるときは、業務担当理事が、その職務を代理する。
  - 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者にオブザーバーとして出席を求めることができる。
  - 6 委員会に関する事務は、総務部総務課が行う。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、次の事項について検討、審議等を行い、その結果を理事長に報告する。

- (1) コンプライアンスに関する基本方針及び年度計画の策定並びに推進状況の点検に関する事項
- (2) 重大なコンプライアンス違反行為の原因究明及び再発防止に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の運営)

第8条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、コンプライアンスの推進及びその体制の構築に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年5月31日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規程第124号）  
第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。